

浦和安協ニュース

59

〈通巻第59号〉

安協ニュース

発行 浦和交通安全協会

事務局

さいたま市浦和区常盤4-11-21
浦和警察署内
☎048-831-2574
金子義人

発行人

交通事故防止を願って!

浦和駅前にてキャンペーン

浦和交通安全協会では交通事故防止のために街頭での広報活動を随時行っています。
ここに紹介する写真は今年4月12日と昨年12月3日に行われたものです。浦和駅を利用する市民の方々に啓発品やチラシなどを配布しながら交通事故防止をお願いしました。通行中の皆さんも好意的で大きな効果が得られました。



浦和交通安全協会
ホッポ君を寄贈

昨年12月22日に浦和警察署において、「ホッポ君」の寄贈式が開催されました。ホッポ君は県警のマスコットで、様々なイベントの際に活躍、小さなお子さんにも人気のキャラクターです。

これは浦和交通安全協会をはじめ交通安全関係団体が協力して浦和警察署に寄贈したものです。



ご挨拶
浦和交通安全協会
会長 金子義人

コロナ禍の不自由な生活が続いておりましたが、5月の大型連休後でも、感染者数の大幅な増大はありませんでした。ようやく収束に向かつて動き出すのではないかと期待しております。

5月14日以降、365日以上の長きにわたって交通事故死者ゼロが続き、埼玉県警察本部長から4月15日に表彰を受けることが出来ました。また、6月6日には浦和警察署長からも表彰されております。しかし交通事故では相変わらず気を許すことが出来ない状況が続いているのも確かです。市民の皆様におかれましても、悲惨な事故を起こさない、また遭わないようお願い致しますとともに、交通事故撲滅のために活動しております交通安全協会にご理解とご協力をお願い申し上げます。



↑県警本部長 ↓浦和警察署長





浦和警察署長 近藤 佑一

本年3月の人事異動により浦和警察署長を命じられました近藤でございます。

歴史と伝統があり、また、県庁所在地でもある浦和警察署の署長として安全で安心して暮らせるまちづくりに努めてまいりますので、宜しくお願い致します。

浦和交通安全協会の皆様におかれましては、平素より金子会長のもと、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮しつつ各季に行わ

れます交通安全運動での街頭活動、毎日の登下校時に児童・生徒を守る交差点立哨、横断歩道での交通指導等、地域に密着した交通安全活動等を積極的に推進していただき、厚く御礼申し上げます。

昨年はオリンピック・パラリンピックも無事開催され、コロナ禍ではありますが、社会全体が試行錯誤しながら徐々に日常の生活を取り戻しつつあり、本年は交通安全協会の皆様の御協力を得て、管内に27校あります小学校での子ども自転車免許講習も、従来通り行われております。

浦和警察署管内におきましては、昨年の5月からの交通死亡事故「0」日数の継続が365日達成いたしました。これもひとえに皆様のご尽力のおかげです。改めて感謝申し上げます。

浦和警察署管内におきましては、昨年の5月からの交通死亡事故「0」日数の継続が365日達成いたしました。これもひとえに皆様のご尽力のおかげです。改めて感謝申し上げます。

しかしながら、管内では特に自転車の事故の発生が多くなっております。交通安全対策につきましては、気を緩めることは出来ません。

警察では、交通事故を発生させないために交通取締りや交通安全教室など各種対策に取り組んでおりますが、事故はとも身近で、日常的な問題でもあります。

交通事故の防止には、国・地方公共団体のみならず、民間の関係団体や地域住民の方々一人一人が協力してその実現に取り組まなければなりません。

これからも各種交通安全対策の取り組みに、交通安全協会の皆様のご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに浦和交通安全協会の益々のご発展と、会員の皆様の御健勝ご多幸をご祈念申し上げます。

道路交通法改正（令和4年5月13日施行）

75歳以上の免許更新が厳格に

道路交通法の改正で、本年5月13日から75歳以上の方の免許更新手続きが変更となりました。埼玉県では次の手順で行います。

① 認知機能検査

まず始めに新制度の認知機能検査を行います。

① 認知症の恐れがない方：過去3年間に一定の違反歴がなければ③の高齢者講習に進みますが、一定の違反歴がある場合は②の運転技能検査を受検します。

② 認知症のおそれがある方：医師

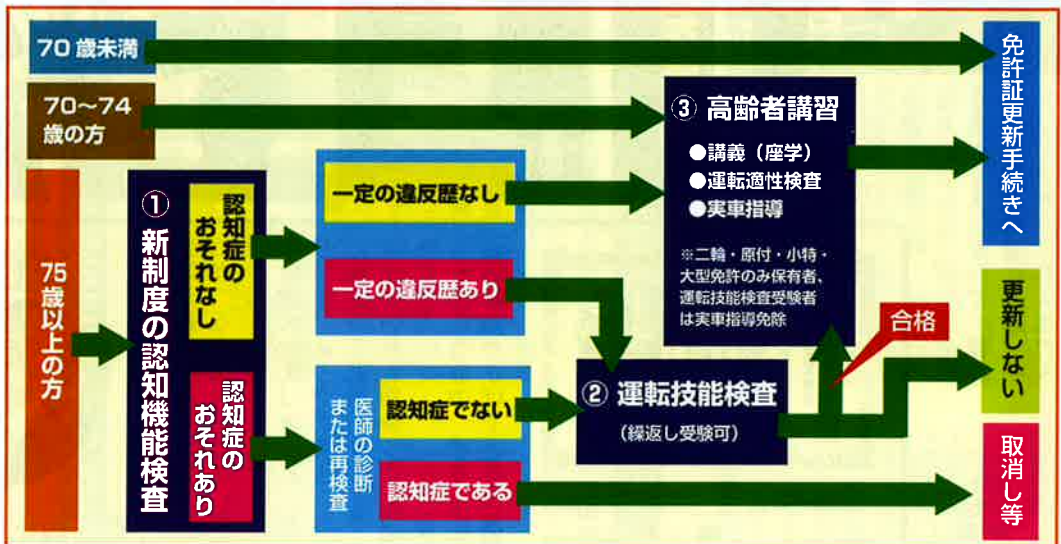
の診断書などが必要です。それによって認知症と診断された場合は免許の取り消しとなります。また認知症ではないと診断されれば②の運転技能検査に進みます。

② 運転技能検査

①で認知症のおそれがなくても過去3年間に一定の違反歴がある方及び、①で認知症のおそれありと判定されたために医師の診断などを受けた結果、認知症ではないと診断された方もこれを受検します。合格しないと③の高齢者講習に進めません。不合格の場合は何回でも受験できますが、免許証の有効期限までに合格しないと更新が出来なくなりますのでご注意ください。費用は1回3550円。

③ 高齢者講習

高齢者講習には合格・不合格はなく、受講後、「高齢者講習終了証明書」が交付されますので、そ



免許の制度が導入されました。

■ 運転免許受験資格の緩和

大型免許、中型免許、二種免許の受験資格が緩和され、「受験資格特例教習」を修了することにより、19歳以上で、かつ普通免許等を受けていた期間が1年以上あればこれらの免許を受験することができます。

■ 一定の違反とは

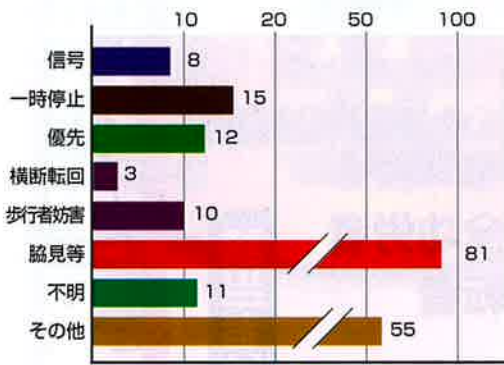
運転技能検査を受けなければならない一定の違反とは、重大事故に繋がりがちな次の11の違反を言います。これらの違反を過去3年間に1度でも行った方は認知症機能検査とは別の運転技能検査に合格する必要があります。

■ サポートカー限定条件

- ① 横断等禁止違反
② 踏切不停止等・遮断踏切立ち入り
③ 交差点右左折方法等違反等
④ 交差点安全進行義務違反等
⑤ 横断歩行者等妨害等
⑥ 安全運転義務違反
⑦ 携帯電話使用等

最近の交通事故状況

グラフ1・浦和署管内の人身事故原因別比較



グラフ3・浦和署管内の死傷者の状態別比較

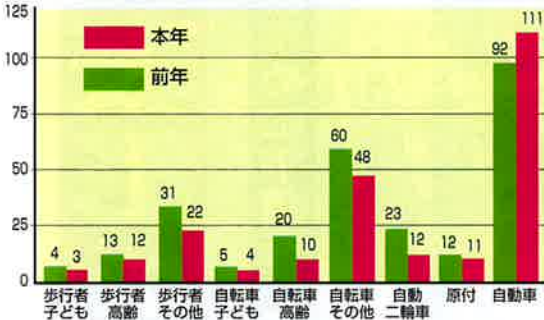


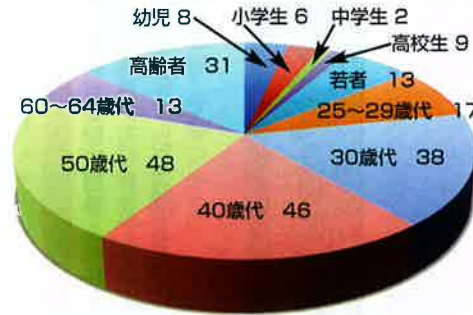
表1・都道府県別交通事故死者数比較

順位	都道府県	死者数	前年増減	本県対比
1	愛知	58	18	11
2	大阪	54	-5	7
3	千葉	51	1	4
4	東京	49	-2	2
5	埼玉	47	-4	-
6	神奈川	46	0	-2
7	兵庫	43	1	-4
8	北海道	38	-1	-9
9	岡山	33	12	-14
10	茨城	31	8	-16
	全国	967	-29	-

これらのグラフは今年5月末日現在の交通事故状況です。

表1は都道府県別に死者数を比較したものです。埼玉県は東京都に次いで第5位と、依然として深刻な水準にあります。

グラフ2・浦和署管内死傷者の年齢別比較



妨害などに注意が必要です。

グラフ2は同じく浦和警察署管内の交通事故死傷者を年齢別に比較したものです。30歳代、40歳代、50歳代及び高齢者が目立ちます。

ご挨拶



浦和警察署 交通課長 島山長誠

本年3月の人事異動により警察本部交通部運転免許試験課より浦和警察署交通課長に着任しました島山でございます。

浦和警察署での勤務は、この度の異動で3回目になりますが、この浦和という土地で三度仕事ができることを非常に嬉しく思っております。これまでの経験を活かして安全で安心して暮らせるまちづくりのため、全力を尽くしてまいります。これからもよろしくお願いいたしますので宜しくお願い致します。

金子会長をはじめとする浦和交通安全協会の会員の皆様には、平素から各々の交通安全活動における交通安全啓発活動や小学校、中学校の登下校時の立哨活動など、交通事故防止活動に御理解、御協力を賜り御礼申し上げます。さて、折角の機会ですので、埼玉県内、浦和警察署管内の交通情勢についてお話しさせていただきます。埼玉県内では、5月末現在の交

武蔵浦和駅前での活動



ここに紹介するのは昨年の12月10日と今年4月8日に行った活動の様子です。武蔵浦和駅周辺は近年、大きく近代化され、車の通行量も増加。交通事故防止は喫緊の課題となっております。



南浦和周辺での活動 昨年の12月13日には南浦和駅東口周辺の道路において市民の皆様に対して交通事故防止のための広報活動を行いました。

交通事故死者数が47人で、昨年と比較するとマイナス4人と、かろうじて減少はしているものの、全国的にはワースト5位と厳しい状況にあります。このような中、浦和警察署管内では

死者数 0人(前年比マイナス2人)

人身事故件数196件(前年比マイナス32件)

物件事故件数1659件(前年比プラス85件)

という状況になっております。交通事故死者は、これまで何とかゼロを継続しており、人身事故の件数はマイナスで推移して

いながら、怪我のない交通事故、いわゆる物損交通事故は前年比で増加しておりますので、一歩間違えれば人身事故につながる交通事故と捉え、油断せずに対策を講じてまいりたいと考えております。

貴協会に對しましては、去る4月22日に開催された浦和交通安全協会「正副会長・監事並びに女性部三役会議」の席におきまして、積極的に交通安全活動を推進し令和3年5月14日以降長期にわたり交通事故の抑止に多大な貢献をされた功績に對しまして、埼玉県警察本部長からの感謝状を傳達させて頂きました。

現在も、交通死亡事故がゼロで

継続できていますのは、浦和交通安全協会の皆様の御協力の賜物と考えております。あらためて感謝申し上げます。

県内の交通事故の特徴をみますと、交通死亡事故死者数の年代別では高齢者が最も多く、全体の約6割で、そのうちの約半数は歩行者中となっており、同歩行者の内半数以上が夜間帯に発生しております。このため県警では高齢歩行者の交通事故を防止するため「早めのライト点灯」「反射材の着用」「歩行者保護」の3項目を重点とし、各項目の頭文字「H」をとって、「きらめき3H運動」と称して交通安全教育や街頭活動を強化しております。

また、これに加えて浦和警察署管内は、自転車の関係する人身交通事故が、県下平均より多発傾向にあることから自転車利用者に対する指導、取締りを強化しているところであります。

交通安全啓発活動は警察力のみでは成し遂げることはできません。関係機関・団体の御協力が必要不可欠であります。当署管内から悲惨な交通事故を一件でも減少させるよう、引き続き皆様の御協力をお願いする次第であります。最後に、浦和交通安全協会の益々のご発展と、皆様の御多幸を祈念し、挨拶に代えさせて頂きま

優良運転者表彰のお知らせ

該当者はお早めに申請をして下さい

10月7日(金)

会場/さいたま市内公共施設
午後1時から

交通安全功労者
優良運転者

以上、35年以上、40年以上、45年以上、50年以上及び運転専従者3年間継続して無事故無違反の運転者を対象に行います。

★対象者の資格・範囲

原則として浦和警察署管内(浦和区・南区)に居住し、当協会に加入している方。

★受付期間及び場所

7月1日から8月26日までの予定です。土日は受け付けていません。浦和警察署交通課内、浦和交通安全協会とその各支部。8月26日までに全ての書類を揃えて提出して下さい。

★提出書類

①優良運転者表彰申請書(交通安全協会事務局にあります。申請には運転免許証、当協会の会員証、印鑑が必要です。)

②無事故無違反証明書(免許センター内の自動車安全運転センターが発行。申請書は警察署、交番および交通安全協会にあります。)

※優良運転者表彰申請書に無事故無違反証明書を添付して申請して下さい。

※無事故無違反証明書(本年7月以降の証明書)は交付されるまでに1週間から2週間かかります。申請に間に合うよう、余裕をもってお申し込み下さい。

★照会先

浦和交通安全協会
☎(080)1-2574

※なお、表彰式は10月7日(金)に開催する予定ですが、受賞される方には直接お知らせいたします。

◆お盆の時期の運転免許更新は大変混雑します。この時期を避けておいでくださいますようお願い致します。

※コロナ感染症蔓延の状況によっては、表彰式の中止や延期など、変更になる場合もありますのでご注意ください。

事務局業務のご案内

浦和交通安全協会は交通事故を減少させるために交通安全教室の開催、街頭指導、広報活動、横断幕の掲出などの他に事務局においては次のような事業を行っております。

■事務局での事業

- ①優良運転者等に対する更新時講習
- ②運転免許証更新者に対する申請講習

講習類の手伝い

③運転者会員にオリジナルの手提げなどの交付

④埼玉県収入証紙の売り捌き

⑤夜光反射材、高齢者マークなどの販売

⑥チャイルドシートの無料貸出

⑦DVDなどの交通安全教材の無料貸出

チャイルドシート無料貸出のご案内

浦和交通安全協会では、お孫さんが来た時だけ車に乗せたいと言う方や、普段はあまり乗せないで、必要な時だけ使いたい。さらに、購入予定だが、とりあえず使ってみたいという方々のためにチャイルドシートの無料貸出を行っています。

■貸し出し要領

- ・条件/浦和交通安全協会管内(浦和区・南区)に在住で、当協会に加入している方
- ・期間/2週間以内(土、日、祝日の貸し出し、返却は行っておりません。)

- ・受付時間/8時30分~12時・13時~17時
- ・予約/借りたい日の1ヶ月前から電話で予約していただき、その期間に空いていればお貸しします。
- ・必要なもの/免許証又は身分証明書、会員証
- ※キャンセルの場合は出来るだけ早めにご連絡下さい。
- ※返却日は必ず守って下さい。次の予約が入っております。

■申し込み先
浦和交通安全協会事務局
☎(080)1-2574

交通安全協会にご入会ください

浦和交通安全協会では悲惨な交通事故を防止するために様々な活動を行っています。本紙でご紹介しているのはその一部ですが、これらの活動を進め

るためには皆様の力強いご協力が必要です。免許証更新の際には是非、浦和交通安全協会へのご入会をお願い致します。

※この広報紙は皆様に納めて頂いた会費を使わせて頂き、作成しております。